

広島県企業局告示第一号

平成十八年広島県企業局告示第三号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことがで
きる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

表を次のように改める。

条	例	等	条	項
広島県工業用水道条例施行規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第五号）			第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条、第八条第一項及び第九条	
広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年公営企業管理規程第二号）			第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第六条第一項	